

学校部活動に係る部活動の方針 「大崎市部活動ガイドライン」

令和8年3月

大崎市教育委員会学校教育課

I 「大崎市立中・義務教育学校に係る部活動の方針」について

令和5年3月、宮城県が「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン（第1版）」を策定した（以下「県ガイドライン（第1版）」）。

この県ガイドライン（第1版）には、「学校の設置者は、国のガイドライン及び本ガイドラインを参考に、部活動の休養日の設定及び活動時間、その他適切な部活動の取組に関する方針を策定し、設置校並びに地域の活動団体に周知する。」と明記されている。これを受けて、大崎市教育委員会においても学校部活動の方針「大崎市部活動ガイドライン」を作成した。地域や保護者の皆様に、学校部活動の運用に一定の基準が設けられていることを理解していただくことで、各校の部活動の取組に一層の理解と協力を得られることにつなげていく。

令和7年3月、宮城県が「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン（第2版）」を策定した（以下「県ガイドライン（第2版）」）。大崎市では、令和6年度以降、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」とする）の部活動については地域クラブ活動への展開を段階的に進めてきた。本ガイドラインは、部活動地域展開における学校部活動の在り方を示すものである。

本ガイドラインの施行にあたっては、校長会、地域団体等、各関係機関と協議を重ね、段階的に実施する。

II 「大崎市部活動ガイドライン」の基本方針

県ガイドライン（第2版）の趣旨を踏まえ、学校における部活動は原則として平日に実施するものとする。文化部活動もその対象となる。

休日におけるスポーツ・文化活動は、地域クラブ等が主体となって実施するものとする。

ただし、中学校総合体育大会や東北大会・全国大会、各種コンクールなど大会（※1）で力を発揮するための、集中して活動時間を確保する時期を「ハイシーズン」として、平日の活動時間延長や例外的に休日の学校部活動を実施できるものとする。

※1 中学校体育連盟及び吹奏楽連盟等（※2）が主催する大会とその上位大会とする。

※2 弦楽、合唱、美術の大会・コンクールを含む。

※3 ※1に該当しない大会については、大会に向けた休日の練習は原則として行わないが、大会への参加は可能とする。（V. 2.（6）参照）

III 「学校の部活動に係る活動方針」の策定について

1 市及び校長による「学校の部活動に係る活動方針」の策定と公表

(1) 市は県ガイドライン及び大崎市部活動ガイドラインの方針に則り、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校部活動に係る活動方針」（以下「部活動の方針」）を策定し学校に周知する。

- (2) 校長は、市の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校部活動の活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。
 - (3) (2) で公表する内容は、学校としての部活動のねらい、ハイシーズンの定義と、ハイシーズンにおける平日の時間延長又は休日の例外的実施に係る運用方法、定期考査前等に全部活動が原則的に休止となる期間を盛り込むものとする。
 - (4) 活動方針や活動計画等の公表については、4月の少なくとも年度の始めに新入生が正式加入する前に行うものとする。
- ※1：ハイシーズンについては「V 2 適切な休養日及び活動時間等の設定」に後述。

IV 指導・運営に係る体制の構築

1 指導体制の構築

- (1) 校長は、生徒や教師の数、外部指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。
- (2) 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、本人の抱える事情、外部指導者等の配置状況を勘案した上で行う等、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

2 研修の充実

- (1) 校長は、顧問や外部指導者等が部活動指導の模範になるとともに、地域の人材との円滑な連携が図れるように、宮城県教育委員会が示す「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン（第2版）」（令和7年3月）の内容を十分理解して指導にあたるように、適宜校内での部活動指導に関する研修を行うようにする。
- (2) 校長は、外部指導者等の任用に関し、部活動の実態及び顧問が作成した指導計画の内容を踏まえるものとする。また、校長は定期的な自己点検を実施し、必要に応じて市に報告を行う。

V 活動計画の作成

1 作成に当たって

- (1) 顧問は、部活動の活動方針を踏まえ、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を校長に提出する。その際、過度な活動（適度な活動量）とならないよう休養日を確保する。
- (2) 顧問は、毎月の活動計画を提出し、活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を校長に報告する。

- (3) 校長及び顧問は、作成した活動計画について、目標とする主な大会や、部ごとのハイシーズン・休養日の設定の方針等を、保護者、外部指導者に説明し、理解を求めるようにする。

※ 「活動計画」の参考様式（参考：宮城県教育庁保健体育安全課HP より）

休養日設定確認表（様式例）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/kyuuyoubisettei2023.xlsx>

月間計画表（様式例）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/gekkankeikaku2023.xlsx>

2 適切な休養日及び活動時間等の基準

- (1) 学期中の休養日の設定については、週当たり平日に1日以上休養日を設けるようにする。ハイシーズンにあたっては、週当たり2日以上休養日を設けるようにする。平日は少なくとも1日、休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるようにする。
- (2) 長期休業中の休養日の設定については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるようにする。
- (3) 1日の活動時間については、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うようにする。休日は原則として活動しない。
- (4) 朝練習については原則禁止とする。ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ限定的に朝練習を行うことができるものとする。その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるように計画するものとする。
- (5) ハイシーズンの休日等に活動を行った場合、その代替として通常の時期における休養日を十分に確保する。
- ハイシーズンの期間は、各大会・コンクール前の1か月間とし、各校の部活動活動方針に明記する。
- 生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。
- (6) 顧問の部活動従事時間については、文部科学省の指針である時間外在校時間年間「360時間」を超えないよう、年間の出場する大会を見直す。

3 各部の活動実態に対する指導・是正等について

- (1) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒や教師の負担が過度とならないよう、適宜、必要に応じて指導・是正を行う。

VI 今後の取組事項

- (1) 学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、部活動

所属の任意制や、活動日数、活動時間等の見直し、生徒が希望すれば、学校部活動だけでなく、地域でのスポーツ・文化芸術や科学分野の活動など、様々な活動を同時に経験できる環境づくりに努める。

(2) 休日部活動の地域展開に向けて

- ・ 令和8年度の中学校総合体育大会又は各種コンクール終了後、3年生が引退し、2年生を中心とした新体制となった時期から、休日部活動は、地域クラブを基本とする方向で移行する。
- ・ 地域展開にあたり、市（教育委員会）・学校・地域団体が協議しながら接続を図る。
- ・ 地域のスポーツ少年団、地域スポーツクラブ及び文化・芸術団体との連携を深め、平日の活動も地域クラブ主体へ展開することを視野に、学校部活動の円滑な地域展開について検討を進める。
- ・ 社会教育の更なる充実に向けて、地域・学校・家庭が相互に連携し、生徒が多様な学びや文化・スポーツ活動に主体的に参画できる環境の整備に努める。

【 参考資料等 】

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227_20221227-spt_ori para ori para-000026750_2.pdf

学校部活動と地域のクラブ活動等の ガイドライン 第1版（令和5年3月）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11119/gaidorain.pdf>

○学校部活動と地域のクラブ活動等の ガイドライン 第2版（令和7年3月）

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/11120/gaid2.pdf>